

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「令和8年度和歌山県住宅供給公社管内県営住宅に係る建築基準法第12条に基づく
定期点検委託業務」

令和8年度和歌山県住宅供給公社管内県営住宅に係る建築基準法第12条に基づく定期点検委託業務の「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県住宅供給公社住宅管理課へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

（1）受付場所

和歌山県住宅供給公社住宅管理課

和歌山市十三番丁30番地

郵便番号 640-8150

電話番号 073-425-6885

ファクシミリ番号 073-422-0733

（2）受付期間

令和8年9月10日（木）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式5：要領の別記第2号様式）

イ 和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果についての写し

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることを証する書類

（ア）人材要件に関するもの

a 「1級建築士又は2級建築士1名以上」に関するもの＜当該資格者が入札者本人又はその職員（役員を含む。）であり、常勤の者であること。＞：①、②、③の書類

① 当該資格者に係る資格者証の写し

② 当該資格者に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

③ 建築士事務所登録を受けていることが確認出来る書類の写し

b 「特定建築物調査員 1 名以上」「建築設備検査員又は防火設備検査員 1 名以上」に関するもの<当該資格者が入札者本人又はその職員(役員を含む。)であり、常勤の者であること。> : ①及び②の書類

① 当該資格者に係る資格者証の写し

② 当該資格者に係る常勤が確認できる書類の写し { 3 の(2)参照}

(イ) 実績要件に関するもの

なし

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本 1 部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に使用する印は、競争入札参加資格者名簿への登載において役務の提供等の契約、入札等に使用すると届け出ている印鑑とすること。

(イ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)によること。

(ウ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(エ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(オ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者(落札候補者)の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

(2) 個別事項

ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。

a 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)

b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届

c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書(事業主通知用)

d 雇用保険に加入できない者その他 a ~ c の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前 3 か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

なお、当該資格者が、建築士法第 24 条による管理建築士である場合は、建築士法第 23 条の 2 による建築士事務所の登録申請書(登録番号、登録年月日及び管理建築士名の記載

があるもの)の写しでも可とする。

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となった者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

- （１）「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して１０日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

１の（１）に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

- （２）（１）に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して３日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の５の（３）により行うものとする。

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）

令和 年 月 日

和歌山県住宅供給公社理事長 様
住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者職氏名
電話番号
FAX 番号

令和 8 年 8 月 26 日付けで入札公告のあった下記の条件付き一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成 20 年制定）第 7 条の規定により、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該条件付き一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 条件付き一般競争入札に付された事項

- (1) 事業年度
令和 8 年度
- (2) 調達業務の名称
和歌山県住宅供給公社管内県営住宅に係る建築基準法第 12 条に基づく定期点検委託業務

2 入札の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山県住宅供給公社 会議室
和歌山市十三番丁 30 番地 酒直ビル 1 階
- (2) 日時
令和 8 年 9 月 10 日（木） 10 時 00 分から

3 添付書類

- (1) 和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について
- (2) 人材要件に係るもの
 - ・
 - ・
 - ・

(注) 添付書類については、入札説明書に記載された申請書類作成要項を確認の上、提出する書類名称を具体的に記入してください。